

はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

海難審判法は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、海難審判所における審判の手続を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的とすると規定しています。そして、海難審判所は、海上における安全・安心の一翼を担う行政機関として、この目的の下に海難の調査及び審判を行うことを任務としています。

裁決書には、海難の発生の防止に寄与するという観点に立ち、海難発生に至る経緯とともに、事件によって複数存在する原因の中から海難の防止に最も効果的な懲戒の理由となる原因を特定した上で、海技士等が注意すべき義務の内容とその義務を尽くさなかった事情等も併せて示すようにしています。これらの記載は、当該事件の関係者のみならず、船舶運航に携わる多くの皆さまにも、同様な状況におかれたときの教訓として役立つものと考えております。

今後も、海難の調査及び審判を通じて、海難審判所に対する国民、海事関係者の皆さまからの信頼と期待に応え、海難の発生の防止に寄与できるよう、当所職員一丸となって業務の遂行に努めてまいります。

さて、今般発刊の本誌「平成30年版レポート 海難審判」では、平成29年における海難審判所の活動状況を取りまとめ、海難の種類、船舶の種類、発生水域及び原因等を分類整理した統計資料とともに、裁決の中から海難の発生防止に参考となるような事例を取り上げ、海難の発生に至る状況や教訓となる事項を分かりやすく紹介しています。

海難審判所の理事官が立件した近年の海難件数は、全体として減少傾向にあります。船舶の種類別で見ると、モーターボート、水上オートバイ、ヨット等のプレジャーボートについては、ほぼ横ばいの状況にあります。本誌が、皆さまに広く活用され、海難審判行政に対する理解を深めていただくとともに、船舶の安全運航の一助となれば幸いです。

平成30年11月 海難審判所長

目 次

はじめに

本 編

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知, 立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	18
《裁決事例－船種別》	20
海難防止の取り組み	25